

## 第2回 放射線モニタリング指針検討会議事録

1. 開催日時 : 平成24年10月3日(水) 13:30~15:15
2. 開催場所 : 日本電気協会 3階会議室
3. 参加者 (順不同, 敬称略)
  - 出席委員: 西本主査(中部電力), 青野(四国電力), 天野(東北電力), 伊藤(富士電機), 太田(日立アロカ), 菊池(北海道電力), 熊谷(中国電力), 五嶋(三菱重工), 後藤(東芝), 小山(日立GE), 高平(東京電力), 竹田(電源開発), 中村(日本原電), 中村(関西電力), 柚木(産総研) (計15名)
  - 代理出席者: 小屋(九州電力, 吉永代理) (計1名)
  - オブザーバ: 岩井(原技協), 荒巻(関西電力), 沼端(日本原燃), 堀田(日本原燃), 森山(日本原燃) (計5名)
  - 欠席委員: 岸本(北陸電力), 堀(原子力研究開発機構) (計2名)
  - 事務局: 黒瀬(日本電気協会) (計1名)
4. 配付資料
  - 資料2-1 第2回放射線モニタリング指針検討会議事録(案)
  - 資料2-2 事故調報告書等対応事項抽出表
  - 資料2-3 【INPO】福島第一原子力発電所における原子力事故から得た教訓の対応状況確認結果(放射線管理部門)
  - 資料2-4 事故調報告書等対応事項抽出表2
  - 参考資料1 (国会事故調) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書 関係部分抜粋
  - 参考資料2 (政府事故調) 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 中間報告(概要及び本文編片)及び最終報告(概要及び本文編片) 関係部分抜粋
  - 参考資料3 原子力発電所放射線モニタリング指針 JEAC4606-2003 抜粋
  - 参考資料4 再処理施設における民間規格・基準の標準化について

### 5. 議事

#### (1) 会議定足数の確認

出席委員数は16名であり, 検討会決議に必要な条件(委員総数(18名)の3分の2以上の出席)を満たしていることを確認した。

#### (2) JEAC4606の改定の検討

西本主査より, 現時点でのJEAC4606への反映事項としてモニタリングポスト関連は必要であるが, その他については, 各種事故調査報告書などから抽出していくとの説明があった。その後, 各委員における抽出事項が説明され, 質疑が行われた。また, 対象として原子力発電所以外に, 原子燃料再処理工場やMOX燃料製造工場などを含める場合の概要について日本原燃から説明があり, 今後検討内容に含めることについて検討が行われた。

今回の検討会でも, JEAC4606への直接の反映の有無というよりは, 事故調査報告書の各事項についての対策の要否を抽出・検討し, その中からJEAC4606には必要かどうかを絞り込む形で検討を進めることとなった。また, その他現指針の見直し必要なご意見も委員から承りたい。

主な質疑は以下のとおり。

- ・免震重要棟や中央制御室はどのように扱うのか。
  - 免震重要棟については、原子力発電所緊急時対策所の設計指針があり、中央制御室に関しては原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程が存在している。これらは改定が必須と考えており、検討会の開催はこれからという段階である。具体的には緊急時対策所にチャコールフィルター設備をつけることなどが考えられるが、モニタリングまで書かれるかどうかはわからない。まずは、その指針側の動きを見ながら、当方も対応を考えて行く。
- ・免震重要棟は通常の管理区域等と比べて特別な対応までが必要なのか。
  - 福島での経験では、ダストモニタは使えたが、建屋の中が汚染されてしまったので、ゲルマニウム半導体検出器は10日くらいの減衰期間を経ないと測定ができなかった。これは環境モニタリング用のゲルマではなく、発電所内の遮へい付装置においてのことである。そこはGM管で50万カウントが振り切れるくらいの強さになっていた。棟の外の放射能が入らないようにできなければ、福島では約10km離れたJビレッジで実施したようなことが現実的な方法となってしまうのではないか。
  - 測定器の汚れとか、除染のしやすさに関して特に記載すべきことがあったとは思っていない。
- ・福島でのゲルマでのモニタリング支援時の経験事例だが、親核種と娘核種で放射平衡の状態に達していたのに、半減期が大変短い娘核種が単独で存在しているかのように判断していることがあった。そうするとサンプリング時から1日とか10日経過したことの減衰補正の結果、実際よりはるかに過度な放射能量と算定されてしまっていた。他の例ではヨウ素131は多くの $\gamma$ 線を出すのだが、コバルト57とか他の聞いたことのないような核種と勘違いしていたこともあった。このような事故時用のライブラリ的なことも今回の反映事項ではないか。
  - 建屋外の敷地でゲルマ測定する必要もあるので、可搬型ゲルマなど、これらの経験を反映する必要がある。現在事業者間で設備の融通についての協定を結び、設備の配備を充実化する動きになっているが、その中に可搬型ゲルマも入っているので、この指針に書くかどうかの議論になると考えられる。
- ・再処理工場等に関する内容を記載することについて
  - 日本原燃としては、電気協会の既存の2つのモニタリング指針に加えていただくことを望んでいる。
  - 状況の概要は理解したので、当検討会として、現在良し悪し等の意見を出すというよりは、放射線管理分科会の方で方向性を決めていただいて、それに従うこととしたい。
  - 放射線管理分科会では平成24年度の活動方針を検討する際に「個人線量モニタリング指針について再処理施設における評価手順に追加して発電所と共通化を図る。」との資料で検討している。活動方針として明確には記載していなかったが、反対意見があったわけではない。各検討会で検討して再度報告を受けて判断するとの状況にはなっているので、ほぼ認められるような状況ではないかと考えている。
- ・国側の指針策定の動きについては、どういう窓口などで対応するのかがまだわからない。
- ・電事連で平成17年頃にまとめられた将来計画の検討書を読んだが、そこにはモニタリング指針に入りそうな内容はなかった。そのように判断したが、もし何かあれば指摘してほしい。
- ・放射線計測器の品質保証
  - 現状は年1回の校正程度しか記載していないが、さらにどのような記載事項があるのかイメ

- ージが持てない。
- 品質保証規定のJEAC4111には、計測器の品質保証という項目がある。次回の検討会では、その資料の検討から始める。
- ・現状のモニタリング指針JEAC4606には、モニタリングカーが移動式モニタリング装置として、計測範囲や備えるべき計測器について記載が無い。今回反映するべきではないか。
    - 現状は事業者によって工認に記載があつたりなかったりという状況にある。
    - 敷地の中も外も走って使うものである。
    - 事故調査報告書ではモニタリングカーという言葉はあるものの、特にあるべき姿等が書かれているわけではない。
    - 議論できるネタを探して、できれば次回議論する。
  - ・今回の事故を踏まえて、再処理工場の方はアラームタイパーを付けるように国から指導が出たが、原子力発電所のプロセス系などで同様なことはあるのか。
    - 新たにモニタ値を追加するという話は出ていないと思われる。

### (3) その他

- ・次回の検討会は、他の検討会の状況も見て、事務局から後日メールを出して日程調整する。11月後半を現在想定している。

以 上